

令和8年度

第2回定例農業委員会会議録

令和8年5月20日 開催

令和8年5月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和8年度 第2回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第5号

令和8年度 第2回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和8年5月15日

農業委員会会長 笹川 武義

召集 令和8年5月15日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和8年5月20日 午前 9時00分

閉会 令和8年5月20日 午前 9時35分 (会期1日)

第1日目 (5月20日)

出席委員 12名

1番	笹川 武義	9番	三好 直樹
2番	國重 義廣	11番	川西 正廣
3番	末長 憲二	12番	丸尾 説男
4番	長尾 清	14番	横井 博美
5番	西川 謙三	18番	藤重 英子
6番	中島 美紀		
7番	佐藤 裕子		

農地利用最適化推進委員 名参

議事録署名委員

5番 西川 謙三 委員、 6番 中島 美紀 委員

欠席 8番 滝川 廣男 委員、 10番 金滝 耕治 委員
13番 福家 範行 委員、 15番 長川 富雄 委員
17番 松内 利和 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 田岡 大史 事務局代理 葛西 謙一

傍聴人 0人

議事日程

令和8年5月20日

- 第1 会期の決定について
- 第2 議事録署名委員の指名について
- 第3 議案第1号 農地法第3条（農業委員会）について
- 第4 議案第2号 農地法第4条（県知事）について
- 第5 議案第3号 農地法第5条（県知事）について
- 第6 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

令和8年5月 農業委員会議事録

午後1時30分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和8年度第2回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、通例により、笹川会長、お願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、8番 滝川 廣男 委員、10番 金滝 耕治 委員
13番 福家 範行 委員、15番 長川 富雄 委員、17番 松内
利和 委員 です。

よって、農業委員出席者は、12名です。会期の決定ですが、会期は本日1日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、5番 西川 謙三 委員
6番 中島 美紀 委員

を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第1号議案について、事務局より説明願います。

事務局

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。今月は5件です。

議案第2号-1

地 図： ██████████
権利等： 所有権移転 有償売買 総額3万円
申請地： ██████████ 田 988 m²
譲渡人： ██████████
譲受人： ██████████

申請に至った理由ですが、譲渡人は高齢となり徐々に経営地を縮小することを検討しており、申請地については隣接農地を管理する譲受人に打診したところ合意が得られたため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が4,379 m²あり、経営地については全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻を予定しております。

譲受人の農作業暦は50年、農作業の従事日数は300日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕運機、田植機、軽トラックが各1台、農舎が80 m²あります。

水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、自宅から0.1 km未満、徒歩で1分未満であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第2号-2

地 図： ██████████
権利等： 所有権移転 有償売買 総額50万円
申請地： ██████████ 畑 225 m²
譲渡人： ██████████
譲受人： ██████████

説明： 申請に至った理由ですが譲渡人は高齢となり徐々に経営地を縮小することを検討しており、新たに就農を考えていた譲受人が本農地の情報を聞きつけ、譲受人

が取得し、新たに自身の経営を開始することで話が整い、売買の合意が取れたため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積はありませんが、現在購入予定の居宅建物に隣接する農地であり、農地の効率利用は満たされているものと考えます。

取得後の営農計画としては、ナス、キュウリ、トマトを予定しております。

譲受人の農作業暦はありませんが。農作業の従事日数は240日を予定しており、機械の所有状況については、耕運機、草刈り機が各1台あります。

また、ナス、キュウリ、トマトの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

購入予定の居宅建物から対象農地とは隣接しており、通作可能な圏内であるものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-3

地 図： ██████████

権利等： 所有権移転 有償売買 総額6万円

申請地： ██████████ 田 411 (397) m²

譲渡人： ██████████

譲受人： ██████████

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は農業の廃止を検討しており、申請地については隣接農地を管理する譲受人に打診したところ合意が得られたため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が633 m²で、経営地については現在全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻を予定しております。

譲受人の農作業暦は30年、農作業の従事日数は200日で、機械の所有状況については、耕運機、草刈機が各1台、農舎が25 m²あります。

水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、自宅から0.1 km未満、徒歩で5分であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-4

地 図： ██████████

権利等： 所有権移転 無償贈与

申請地： ██████████ 畑 213 m²外9筆 合計6,488 m²

譲渡人： ██████████

譲受人： ██████████

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は生前贈与のため後継者へ所有権移転を行うため、本申請に至ったものです。

譲渡人及び譲受人の経営面積は、自作地が 6,488 m²で、経営地については現在全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻、野菜を予定しております。

譲受人の農作業暦は 10 年、農作業の従事日数は 100 日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕運機、田植機、乾燥機、運搬車が各 1 台あります。

水稻、野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、自宅から 0.5 km、徒歩で 5 分であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-5

地 図： ██████████

権利等： 所有権移転 無償譲渡

申請地： ██████████ 田 842 m²外 11 筆 合計 7,108 m²

譲渡人： ██████████

譲受人： ██████████

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は町外に居住し、労働力不足のため農業の廃止を検討しており、申請地については規模拡大を計画する譲受人に打診したところ合意が得られたため、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が 4,555 m²で、まんのう町で水稻、サツマイモの耕作を行っており、経営地については現在全て適切に維持管理を確認しています。

取得後の営農計画としては、水稻、サツマイモを予定しております。

譲受人の農作業暦は 5 年、農作業の従事日数は 160 日で、機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕運機、田植機が各 1 台あります。

水稻、サツマイモの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、自宅から 20 km未満、自動車で 25 分であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 1 号についてご質問はありませんか。

委員一同
なし

議長

続きまして、議案第 2 号について、事務局より説明を願います。

議長

続きまして、議案第 2 号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」について説明致します。

今日は 1 件です。

議案第 2 号-1

地図・図面：	■■■■■■■■■■	図面番号 4 条-1
申請地：	■■■■■■■■■■	田 158 m ² 合計 158 m ²
併用地：	■■■■■■■■■■	宅地 679.48 m ² 外 4 筆 総合計 896.26 m ²
農地区分：	2 種農地	
申請者：	■■■■■■■■■■	
転用目的：	宅地拡張	
用途：	進入路用地	
施設の概要：	居宅・物置 2 階建 1 棟 170.58 m ² 、居宅 2 階建 1 棟 26.40 m ² 農業用倉庫平屋建 1 棟 91.39 m ² (全て既存)	
利用率：	敷地面積 896.26 m ² 、建築面積 288.37 m ² 32.17% (≥30%)	
資金内訳：	土地代 0 万円、造成費 30 万円、建築費 0 万円 合計 30 万円 ＜内訳＞自己資金 30 万円、借入金 0 万円	
工事期間：	R8.7.1～R9.6.30	
造成：	盛土 0.67～0.72m 切土 0.24～0.81m コンクリート擁壁 なし 法面 なし	
雨水：	最終枿に集水後、既設排水管に放流	
汚水：	該当なし	
他法令許可：	該当なし	
水利：	■■■■■■■■■■	
隣接同意：	■■■■■■■■■■	
始末書：	該当なし	

5条の第2号案件と同一案件になります。申請人が現在利用している進入路は幅員が狭く緊急車両が進入できないため修繕に伴い拡幅したいと考えました。町道から最短で進入出来る場所を選定し申請しました。

近隣への影響等はなく、面積等規模も妥当であることから問題ないと思われま

す。以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第2号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、**議案第3号**について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について説明致します。

今日は3件です。

議案第3号-1

地図・図面 : ██████████ 図面番号 5条-1
権利設定 : 所有権移転
申請地 : ██████████ 田 801 m² 外 5 筆 合計 4,399 m²
併用地 : ██████████ 雑種地 9.19 m² 外 2 筆 181.35 m²
総合計 4,580.35 m²
農地区分 : 2 種農地
譲渡人 : ██████████
譲受人 : ██████████
転用目的 : 露天駐車場用地・休憩所
用途 : 露天駐車場用地・休憩所
施設の概要 : 休憩所平屋建 1 棟 11.71 m²
利用率 : 該当なし
資金内訳 : 土地代 2,700 万円、造成費 5,000 万円、建築費 100 万円
合計 7,800 万円
＜内訳＞自己資金 7,800 万円、借入金 0 万円
工事期間 : R8. 7. 10~R9. 2. 28
造成 : 盛土 4 cm~74 cm
切土 なし
コンクリート擁壁 0.4~2m
法面 なし

雨水 : 溜桝を設置し、既設水路へ放流
汚水 : なし
他法令許可 : 町建設課と調整中
水利 :
隣接同意 : 該当なし
始末書 : 該当なし

本案件は地域計画区域内であったため、令和7年11月25日 変更公告済みです。
転用者は、
主に一般貨物自動車運送事業を営む法人です。

転用目的は休憩所兼露天駐車場用地で、所有権を移転しようとするものです。

申請地は、
第2種農地です。転用面積は、4,399㎡、地目は田になります。併せて利用する土地は11,71㎡で、合計4,580.35㎡です。

本申請の利用計画につきましては、露天駐車場及び休憩所で、大型トラック約29台、4t、2tトラック約6台、乗用車約29台及び休憩所の確保をするものです。

資金計画は、土地代2,700万円、造成費5,000万円、建築費100万円、合計7,800万円、これを全額全額自己資金で賄うものです。

転用に及んだ理由ですが、これまでは申請地に隣接する既存敷地にて事務所兼駐車場を使用していましたが、物流倉庫及び新事務所を建設する計画があり、今後も事業拡大でトラックの追加導入計画もあるため駐車場用地が不足することから、新たに必要となりました。

場所選定の経緯としましては、既存事務所及び駐車場に隣接し管理しやすく、県道にも面しており大型車両の出入りによる周辺住民への影響も少ないため選定に至りました。また申請地は売却を希望していた土地所有者との間で話が整ったため本申請に至ったものです。

候補地の比較検討が適切になされていること、事業計画も妥当であると考えられること、地権者の方とも売買で合意できたため申請に至りました。近隣への影響等はなく、面積等規模も妥当であることから問題ないと思われま

議案第3号-2

地図・図面 :
図面番号5条-2
権利設定 : 所有権移転
申請地 :
田 44㎡ 合計44㎡
併用地 :
宅地 679.48㎡ 外4筆 総合計896.26㎡
農地区分 : 2種農地
譲渡人 :
譲受人 :
転用目的 : 宅地拡張
用途 : 進入路用地

施設の概要： 居宅・物置2階建1棟 170.58 m²、居宅2階建1棟 26.40 m²
農業用倉庫平屋建1棟 91.39 m²（全て既存）
利用率： 敷地面積 896.26 m²、建築面積 288.37 m² 32.17%（≧30%）
資金内訳： 土地代 0 万円、造成費 30 万円、建築費 0 万円
合計 30 万円
＜内訳＞自己資金 30 万円、借入金 0 万円
工事期間： R8.7.1～R9.6.30
造成： 盛土 0.67～0.72m
切土 0.24～0.81m
コンクリート擁壁 なし
法面 なし
雨水： 最終枿に集水後、既設排水管に放流
汚水： 該当なし
他法令許可： 該当なし
水利： XXXXXXXXXX
隣接同意： XXXXXXXXXX
始末書： 該当なし

4条申請と同一案件になります。申請人が現在利用している進入路は幅員が狭く緊急車両が進入できないため修繕に伴い拡幅したいと考えました。町道から最短で進入出来る場所を選定し申請しました。

土地所有者との間で話が整い、近隣への影響等はなく、面積等規模も妥当であることから問題ないと思われまます。

議案第3号-3

地図・図面： XXXXXXXXXX 図面番号 5 条-3
権利設定： 貸借権設定
申請地： XXXXXXXXXX 畑 736 m² 合計 736 m²
併用地： なし
農地区分： 1 種農地
譲渡人： XXXXXXXXXX
譲受人： XXXXXXXXXX
転用目的： 農業用施設
用途： 農業機械庫、育苗用地
施設の概要： 農業機械庫 平屋建 1 棟 84 m²
資金内訳： 土地代 0 万円、造成費 150 万円、建築費 80 万円
合計 230 万円
＜内訳＞自己資金 230 万円、借入金 0 万円

工事期間 : 許可後～R8.9.30
造成 : 盛土
切土
コンクリート擁壁
法面
雨水 : 自然浸透
汚水 : 該当なし
他法令許可 : 該当なし
水利 : XXXXXXXXXX
隣接同意 : 該当なし
始末書 : 該当なし

譲受人は申請者である法人の組合員であり、農業機械庫、育苗用地を確保し農業の効率化を図るため申請しました。なお申請地は、土地改良法による換地処分を行った第1種農地であり、原則転用は不許可ではありますが、しかし、非農地協議済みであり、本案件ではこの規定を満たしていると判断できます。

近隣への影響等はなく、面積等規模も妥当であることから問題ないと思われま

す。申請人からは、本申請地において未申請のまま造成に着手してしまっていることを反省し、適切な手続きを行うことの始末書が添付されています。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第3号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号についてですが、案件第55号から57号に XXXXXXXXXX 委員に
関係する案件が含まれていますので、審議の間、ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。議案第4号の案件第55—57号について、説明します。

案件第 55—57 号

所在： ██████████ 田 453 m²外 2 筆 合計 1,805 m²

利用権： 貸借権

貸付人： ██████████

借受人： ██████████

転貸人： 高松市仏生山町 (公益)香川県農地機構

利用目的： 水稻、麦

賃料： 55—57 号：年間 10 a 当り 5,000 円

期間： 55—57 号：R8.7.1～R14.6.30 (6 年間)

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第 55 号から 57 号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 5 号の案件第 55 号から 57 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手全員

議長

挙手全員と認めます。この案件は可決されました。████████委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

契約件数： 77 件 合計 96,693 m²

新規契約： 15～26、30～38、53～54、58～80 番 46 件 53,382 m²

更新契約： 1～14、27～29、40～52 番 30 件 40,087 m²

移転・再貸付： 39 番 1 件 3,224 m²
貸付先は、記載のとおりとなっております。
以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 4 号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。

本日提案された、第 1 号議案から第 4 号議案について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第 2 回定例農業委員会を閉会いたします。

午前 9 時 35 分

閉会